

# 松本国際高等学校いじめ防止基本計画

## 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等対策に関し、「松本国際高校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進する。

## 2. 基本理念

### (1) いじめの未然防止

- ・生徒に「いじめは決して許されないこと」の理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感を感じられる集団づくりを進める。

### (2) いじめの早期発見

- ・いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。すべての教職員・保護者が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切にかかわりをもつことも欠かせない。また、1人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切にして、複数の目で判断する。

### (3) いじめへの対処

- ・いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は1人で抱え込まず、速やかに組織で対応する。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について平素から教職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、県民の学び支援課私学振興係への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携を図る。

### (4) 学校と家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人がかかわることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取り組みを大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

## (5)教職員の研鑽

- ・積極的に外部の研修会に参加したり、外部からの講師を招いて、教職員の力量形成に努める。

## 3. 具体的な取り組み

### (1) いじめ防止

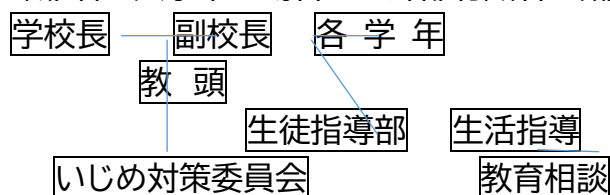
- ① 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知
  - ・年度初めに学級やクラブで行う。
  - ・状況に応じて、全校集会、学年集会、クラス教科担任者会議を開く。
  - ・継続的に指導していく。
- ② 「いじめとは何か」ということについて考えさせる
  - ・学級での人間関係づくりからの啓発
  - ・各教科での取り扱う内容で、資料等使って学習
- ③ 生徒理解を深め、信頼関係を構築する
  - ・生徒との面談を通して、性格や嗜好、日常生活の様子などを把握する
  - ・保護者懇談によって、保護者の子供に対する考え方や接し方などをつかむ
  - ・集団の中での生徒の様子に注意し、必要に応じて声をかけ、話を聞く
- ④ 職員間の連携・研修の充実
  - ・学年会、職員会などで、気になる生徒の情報を共有する
  - ・共有した情報をもとに、教科とも連携して職員全体で対応する
  - ・専門家の講演など研修を積み、理解を深め対処法を学ぶ

### (2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、次の組織を設ける。

- ① 名称 「いじめ対策委員会」
- ② 構成員 校長を長とし外部有識者を入れた組織とする。
- ③ 組織の役割
  - ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
  - ・いじめの相談・通報の窓口
  - ・いじめの情報の収集と記録、共有
  - ・組織的な対応のための連絡・調整

(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)
- ④ 組織図(重大事案の場合には外部有識者を臨時に委嘱する)



### (3) いじめの早期発見のための取り組み

- ① HR、授業、学校行事、部活動など、日常の様々な場面において、生徒への目配りや対話により、生徒の状況について把握するように努める。
- ② 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。  
なお、教育相談等で得た情報については、取扱いについて適切に扱う。
- ③ 懇談会や面談、アンケート実施により、生徒理解と早期発見に努める。
- ④ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に努める。

#### (4) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けた時、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の認識を行うとともに、その結果を生徒指導主事、教頭、副校長を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、およびその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害があった場合のケア等必要な措置を講ずる。また必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

#### ⑥ 重大事態発生時の対応

##### 重大事態とは

ア:いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ:いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

##### 重大事態の調査

ア:重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソ

ーシャルワーカー等の専門知識を有するもののほか、第三者からなる、組織を設け調査する。

イ:重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。

ウ:いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際に、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

(5) 年間計画

月	行事	取り組み内容	校内研修	会議	評価
4月	始業式 対面式		職員研修	対策会議	計画・目標の 作成と提示
5月	野外体験				
6月	中間テスト 保護者懇談 文化祭	個別懇談			
7月					
8月	夏季休業		職員研修	対策会議	
9月	期末テスト	個別面談			
10月	保護者懇談 クラスマッチ				
11月	中間テスト				
12月	保護者懇談				
1月		アンケート		対策会議	
2月	期末テスト				年間評価
3月	卒業式 終業式				

(6) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止等の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。